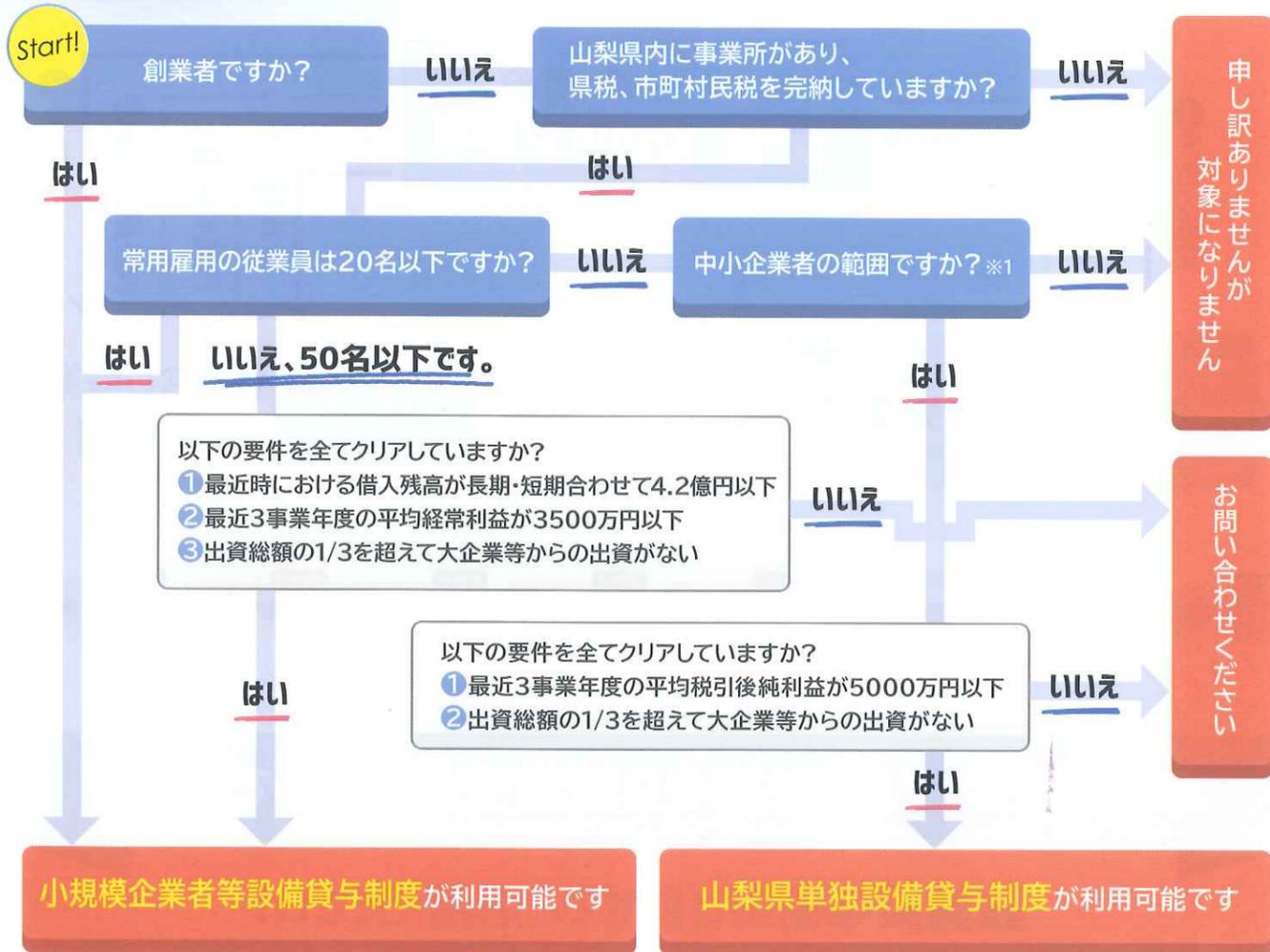


Q5. どちらの制度が使えるの？

対象要件チャートで
チェックしましょう！



※1 中小企業基本法の定める中小企業の定義に準ずる
(製造業の場合、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人)

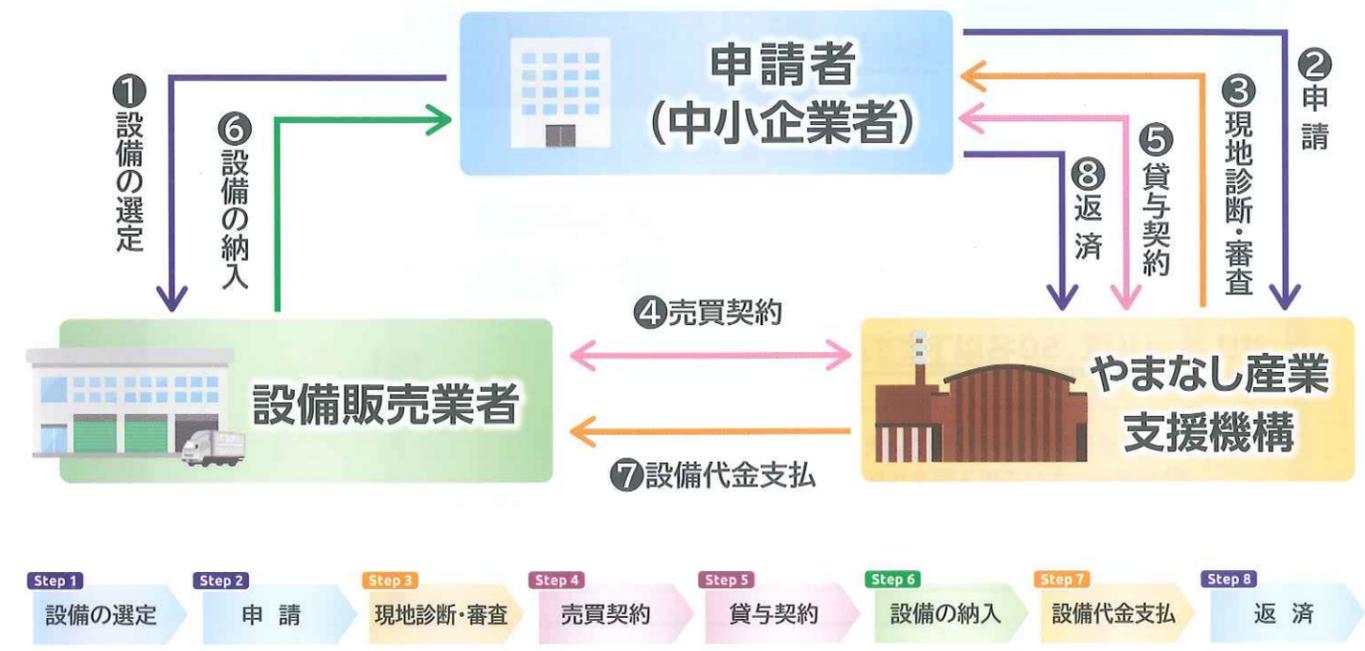
Q6. 対象となる設備は？

製造業	NC旋盤、NCフライス盤、マシニングセンタ、射出成型機、三次元測定機、食品加工機械、レーザー加工機、ロボット、CAD・CAM など
建設業	油圧ショベル、ホイールローダー、クレーン車、高所作業車 など
運送業	バス、大型トラック、トラクタ、トレーラー など
その他	印刷機械、厨房設備 など



対象外
土地、建物、運転資金、リース・レンタル用の設備 など

Q7. 設備貸与の流れは？



当機構では、このほか様々な経営支援を行っています！

設備貸与制度と併せてご利用ください！

- ▶ 製造業を対象に仕事の受発注の斡旋及び商談会を実施しています
- ▶ 経営、技術面の課題解決のため専門家を派遣しています
- ▶ 創業や新分野進出への取り組みを支援しています
- ▶ 海外進出を支援します
- ▶ 事業承継(親族内・外承継、M&A等)に関するご相談に応じています
- ▶ 知的財産(特許、意匠、商標、実用新案、外国出願等)に関するご相談に応じています
- ▶ 企業の再生を支援しています
- ▶ プロフェッショナルな人材の県内企業への採用を支援しています
- ▶ 様々な経営相談に対応した窓口「よろず支援拠点」を開設しています
- ▶ 医療、ヘルスケア分野に参入しようとする企業を支援します



お気軽にお問合せ・ご相談ください！

お問い合わせ・お申し込み

〒400-0055 山梨県甲府市大津町 2192-8 アイメッセ山梨 公益財団法人やまなし産業支援機構 設備支援課

E-mail : setsubi@yiso.or.jp TEL : 055-243-1888 WEB : <https://www.yiso.or.jp/investment/lease.html>

※詳細につきましては、ホームページをご覧ください。